

2 廿日市市生活援助型訪問サービス(訪問A) サービスコード表(令和8年6月から)

※青色の網掛けが、令和8年6月1日から追加となった部分です。

※朱書きが、令和8年6月1日から追加となった部分です。

種類 項目		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)990単位	990	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)33単位	33	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 1977単位	1,977	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)65単位	65	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213		要支援2(週2回を超える程度)3136単位	3,136	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		要支援2(週2回を超える程度)103単位	103	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1・2(月3回までのプラン) 267単位	267	1回につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週間に1回程度の場合	10単位減算	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／211日割		日割りの場合 ÷ 30. 4日 1単位減算	1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／212		1週間に2回程度の場合	20単位減算	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／212日割		日割りの場合 ÷ 30. 4日 1単位減算	1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／213		1週間に2回を超える程度の場合	31単位減算	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／213日割		日割りの場合 ÷ 30. 4日 1単位減算	1	1日につき
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算／221		1月当たりの回数を定める場合	2単位減算	1回につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211		1週間に1回程度の場合	12単位減算	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割	業務継続計画未策定減算	日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212		1週間に2回程度の場合	23単位減算	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割り		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213		1週間に2回を超える程度の場合	37単位減算	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割り		日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位減算	1	1日につき
A2	D226	訪問型独自業務継続計画未策定減算／221		1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用又はこれ以外の同一建物の利用20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90人以上の場合 所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6112	訪問型独自サービス口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域加算等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算はすべてのパターンで共通です。